

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日が休日である場合)

書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定による申出ある。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 四尾 昭 次

- ◇知示 青少年に有害な図書類の指定
- 土地改良区の解散
- 土地改良事業計画等の適否の決定 (三件)
- 土地改良事業の認可 (五件)
- 土地改良事業計画の適否の決定 (11件)
- 開発行為に関する工事の完了
- ◇選管知示 選挙管理委員会の招集

指定番号	種別	題	書	類
		号	登記号等	表示された発行所名
1210	雑誌その他 の刊行物	快楽実話告白人 快楽実話告白人	ZD— 12—C	株式会社 株式会社
1211	"	EVE 7号 イヴ	EV— 12—C	アリス出版
1212	"	シエイプ オナン大特版 シェイプ オナン性器	SE— 12—C	トライビジョン
1213	"	虹色タウン RAINBOW TOWN	DK— ル3	office JET
1214	"	GALSが15人 PETIT 「少女」集 SHINJUKU.....「エロス」MAP	DJ— ヒ6	Do企画
1215	"	目舐め 密着交遊	DJ— ヒ1	アリス出版
1216	"	TWIN	TN— 12—C	土曜出版社
1217	"	STICK VOL. 7 夢の大陰唇 入れっぱなし大 陰唇	ST— 12—C	アリス出版
1218	"	白辱の通り魔 RAPPE TOゆう子	DK— ヒ8	アリス出版
1219	"	ノーパン女医 少しだけヌ	DK— ヒ7	アリス出版
1220	"	POP・ART	DJ— ル1	office JET

鳥取県告示第九百六十九号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）
第十三条第一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図

昭和58年11月15日 火曜日

報 公 獣 取 鳥

1221	"	Fresh Dance	D J— ル2	office JET				
1222	"	グラソードエロス オナニー全開!	A D— 12—C	海鳴書房	1237	"	エロス フォーカス ビデオ大集会 第1巻第12号通巻7号	E F— 12—C
1223	"	復刻・幻の発禁本「美しき肉」	D J— ヒ5	アリス出版	1238	"	陽子の淫穴	D J— ハ6
1224	"	ボックイング 好色性器 淫肉開き	B K— 12—C	㈱アップル社	1239	"	美女カタログ特集 横の女子高生 D J— 少女高生特集 犯れごろ娘がいっぱい! S H— 11—C	D J— ハ7
1225	"	SEXY-EYES 夕子の淫穴 第1巻12号通巻7号	S I— 12—C	㈱アップル社	1240	"	少女白書 射淫熟姦 第三巻第十一号	D J— ハ8
1226	"	クリちゃん通信 性交感 第1巻12号通巻7号	C C— 12—C	㈱アップル社	1241	"	名器いじり 指・恋人	D J— ハ8
1227	"	スクリューブーム 少女A	S R— 12—C	トライビジョン	1242	"	性報告 VOL.12 義姉・犯す 第1巻第12号通巻7号	H S— 12—C
1228	"	夢精遊戯 妹の肉穴特集	MU— 12—C	アップル社	1243	"	SEXY-EYES 淫夢 第1巻11号通巻6号	S I— 11—C
1229	"	夢精遊戯 妹の肉穴特集 第3巻12号通巻35号	P T— 12—C	アリス出版				
1230	"	ピンク情報 VOL.41 美少女のディープ・スロート	D J— 12—C	トライビジョン				
1231	"	ショガー 創刊号 10代の喪失白書 第7巻第一号	S G— 12—C	トライビジョン				
1232	"	膣穴舐め 脳内秘密の花園	D J— ヒ3	㈱アリス出版				
1233	"	「告白」荒組しばり	D J— ヨ8	JOKER'S				
1234	"	四畳半 花と少女で3回	D J— ヒ2	Do企画				
1235	"	SEXY CUNT CLIMAX LINDA	D J— ヒ2	PRODUCTION :Do				
1236	"	ひとり SM 好きものの性器 ひとりあそび いたずら	D J— ヒ0	㈱アリス出版				
	"	フォトジェニカ Vol.26	F J— 11—C	海鳴書房				

獣取獣扣押令第百四十九号

土堀改良社(昭和41年法律第49号)第六十七条第一項第一句に規定する事由も、中庭土堀改良区が解散したので、同条第三項の規定によるものとする。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 四川 田口 昭 次

鳥取県知事第百四十九号

昭和五十八年八月四日付で境港市渡町1111番渡農業協同組合から申

請のあつた土地改良（東森岡地区ほ場整備）事業計画及び規約については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十三号

昭和五十八年十月五日付けで東伯郡泊村大字園二二〇二一一泊村農業協同組合から申請のあつた土地改良（泊村泊地区農道整備）事業計画及び規

約については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六

項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月四日付けで境港市渡町二二二五渡農業協同組合から申請のあつた土地改良（下大沢地区ほ場整備）事業計画及び規約については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六

項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一、縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び規約の写し

二、縦覧に供する期間
昭和五十八年十一月十六日から二十日間

三、縦覧に供する場所
泊村役場

四、異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十四号

日南町から申請のあつた町営土地改良（上阿毘縁地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十六号

日南町から申請のあつた町営土地改良（宝谷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十七号

日南町から申請のあつた町営土地改良（矢戸地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第九百七十五号

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県告示第九百七十八号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（二部東地区ほ場整備）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月九日
認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十九号

昭和五十八年九月十三日付けで江府町から申請のあつた土地改良（舟谷
地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土
地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十一月十六日から二十日間 | 三 縦覧に供する場所
日南町役場 |
|----------------------------------|---------------------|

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

土地改良事業計画書及び条例の写し

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十一月十六日から二十日間 | 三 縦覧に供する場所
江府町役場 |
|----------------------------------|---------------------|

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十号

昭和五十八年九月五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（細屋地
区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十一月十六日から二十日間 | 三 縦覧に供する場所
日南町役場 |
|----------------------------------|---------------------|

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十六号

昭和五十八年第十六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 日時 昭和五十八年十一月十六日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年八月二十三日 鳥取県指令受都計第二百十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡河原町大字佐貫字柳ノ内及び字下田並びに大字曳田字上山口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡河原町大字渡一木二七七

河原町長 遠藤善行